

第6回（平成23年度）姉妹自治体交流表彰（総務大臣賞）について

1 表彰団体

都道府県、市区町村又は地域国際化協会、国際交流協会等の民間非営利団体

2 賞の種類及び表彰団体数

(1) 総務大臣賞 3団体以内

(2) その他、今年度においては、東日本大震災への対応において特に表彰に値する団体がある場合には別に授与する予定です。

(注1) 総務大臣賞の表彰対象事業例については、別紙の参考1をご覧ください。

(注2) 表彰の実施内容については、「平成23年度姉妹自治体交流表彰（総務大臣賞）実施要綱」（別紙1）をご覧ください。

(注3) 東日本大震災対応の表彰対象となると想定される事例については、（別紙2）をご覧ください。

3 選考方法

別に設置する審査委員会の審査を経て、総務省と当協会が決定します。

4 提出書類

(1) 応募書又は推薦書

表彰対象	総務大臣賞	東日本大震災対応
自治体	応募書（様式1-1）	応募書（様式2-1）
民間団体	推薦書（様式1-2）	推薦書（様式2-2）

(2) 添付書類

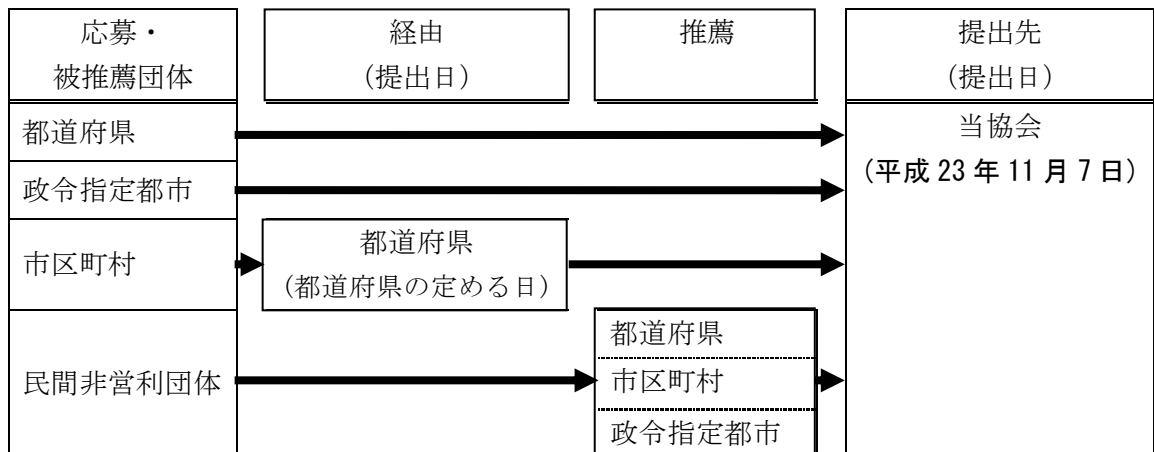
- ・最低2種類の写真画像にそれぞれの説明を付したもの（必須）
- ・写真、パンフレット、応募又は被推薦団体の場所がわかる地図及び新聞記事等の交流内容等を示すもの、並びに姉妹提携の相手国側で報道された新聞記事等

※資料はできるだけ電子化してください。

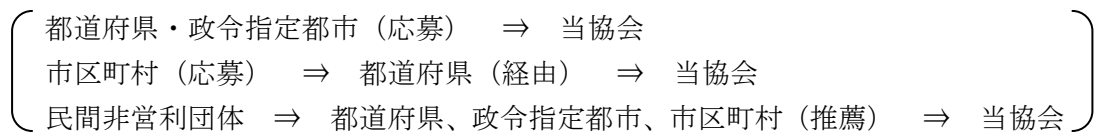
5 提出部数及び提出方法

紙に出力したものを1部郵送し、併せて電子データをメールかCD-ROMの郵送のどちらかの方法で送付してください。

6 提出先・提出期限



<参考>



7 その他

姉妹自治体交流表彰（総務大臣賞）に応募していただいた事例のうち、優秀なものについては、姉妹自治体交流の優良事例として、当協会ホームページへの掲載等をさせていただきます。

8 問い合わせ先

財団法人自治体国際化協会 交流支援部交流親善課 担当 長谷 (はせ)

住所：〒102-0083 東京都千代田区麹町1丁目7番 相互半蔵門ビル6階

電話：03-5213-1723 FAX：03-5213-1742 E-mail: a-hase@clair.or.jp

表彰対象事業の例

◎以下に該当するような交流のうち、先進的・継続的な取組（施策・事業等）が行われて成果が表れている団体については、積極的に当表彰事業に御応募・御推薦くださるようお願いいたします。

(1) 経済交流

物産展・見本市等の開催、専門家・研修生の派遣・受入、農林水産業・工業・商業・サービス業関係団体の派遣・受入等を行うことによって、双方の団体の経済の活性化に貢献しているもの

(2) 教育交流

小学生・中学生・高校生・大学生や教員の交流、市民イベント等における生徒等の作品（絵画等）の相互交換・展示等を行うことによって、国際理解や国際的な人材の育成に貢献しているもの

(3) 文化・スポーツ交流

音楽・芸能・芸術家・文化団体等の派遣・受入、芸術作品・民芸品等の相互交換・展示、文化的施設・物品等の寄贈・受入、文化関係イベント等の開催、語学講座・スピーチコンテストの開催、スポーツ大会の開催、スポーツ選手又はチームの派遣・受入等を行うことによって、文化の発展やスポーツの強化・促進に貢献しているもの

(4) 国際協力交流

海外の被災地・被災者へ寄付金や支援物資を提供するなどの活動を通して、海外の国々や海外の人々への支援・協力に貢献しているもの

(5) 多文化共生交流

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくための活動等を行うことによって、国際理解や地域の国際化・活性化に貢献しているもの

(6) その他交流

相互協力の取組によって成果が上がっているもの・他の地域では見られない特色ある交流が展開され、地域の国際化・活性化に貢献しているもの等

「第6回(平成23年度)姉妹自治体交流表彰(総務大臣賞)」実施要綱

1 趣旨

日本の自治体と海外の自治体の姉妹自治体提携等に基づく交流活動(以下、「姉妹自治体交流」という。)のうち、創意と工夫に富んだ取組を行っている団体を表彰し、広く全国に紹介することによって、姉妹自治体交流の更なる活性化を図り、もって、地域の国際化に資することを目的とする。

2 主催

総務省及び財団法人自治体国際化協会(以下「協会」という。)

3 表彰対象団体

姉妹自治体交流を行っている次の団体とする。

- (1)都道府県
- (2)市区町村(政令指定都市を含む。)
- (3)地域国際化協会、国際交流協会等の民間非営利団体(以下、「民間非営利団体」という。)

4 賞の種類及び表彰団体数

- (1)総務大臣賞 3団体以内
- (2)前項のほか、東日本大震災を契機に海外の自治体との姉妹自治体関係が機能を発揮するなど特に表彰に値する団体がある場合には、別途表彰することができる。

5 審査基準

次の(1)~(6)の各項目を審査基準とする。但し、応募にあたって、以下の基準全てを満たしている必要はない。

- (1)先進性 他の模範となる先進的な取組 等
- (2)独自性 創意工夫、地域独自の特性を活かした取組 等
- (3)継続性 活動の継続、効果や実績の定着、(実績は少なくとも)今後の活動の継続性・発展性が期待できる取組 等
- (4)活発性 活動内容の充実の度合い、頻度 等
- (5)協働性・連携性 住民や企業との協働、連携 等
- (6)効果 地域の国際化、地域経済の活性化、地域の知名度やイメージの向上 等

6 応募方法

表彰を希望する団体は、都道府県及び政令指定都市にあつては直接、市町村にあつては都道府県を経由して、民間非営利団体にあつては都道府県又は市区町村(政令指定都市を含む。)の推薦により、別に定める応募用紙を協会に提出する。

7 選考方法

- (1)有識者等で構成する審査委員会の審査を経て、総務省と協会が決定する。
- (2)審査委員会の設置及び運営については、別に定める。

8 表彰式

別に定める日に開催する。

9 このほか、表彰の実施に関し必要な事項は、総務省と協会が協議のうえ定める。

東日本大震災対応の想定事例について

以下のような事例を想定する。

○東日本大震災を契機に、途絶えていた・又は停滞していた姉妹自治体交流が復活又は活発化した。

○東日本大震災を契機に、姉妹自治体からの支援等を通じて被災地の復興に貢献した。又は風評被害等の偏見をなくすことに貢献した。

○東日本大震災を契機に、姉妹自治体からの支援等を通じて何らかの交流や絆が生まれた。

○東日本大震災を契機に、姉妹自治体交流の枠を超えた交流（行政間のみならず民間・市民ベースでの交流等）が生まれた。

○東日本大震災を契機に、インターネット等特徴的なツールを使って交流が生まれた。